

地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき、飯塚市長より指定管理者監査の結果に対する措置について通知を受けたので、飯塚市監査基準第 24 条第 2 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 22 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

記

1 監査報告及び措置の件数

飯塚市監査委員告示第 2 号（令和 5 年 1 月 26 日付）分・・・2 件

2 講じた措置状況

以下のとおり

環境整備課「飯塚市リサイクルプラザ工房棟」【局長指摘事項】

検討改善事項	措置の状況
<p><b>1 消防設備保守点検について</b> 指定管理者が第三者委託している消防設備保守点検委託について、契約金額と実際の支払額が相違していた。指定管理者に理由を尋ねてみると、請求書の金額（前年度と同額）どおりに支払いを行っていたので、金額が違うことに気づけなかったとのことであった。 契約額 44,000 円（機器点検 22,000 円・総合点検 22,000 円：税込） 請求金額・支払額 33,000 円（16,500 円×2 回） 契約時及び支払い時の確認を徹底するよう指定管理者に指導すること。</p>	<p>指定管理者に対し、契約時及び支払い時それぞれの金額確認を徹底するよう口頭にて指導を実施。</p>

## 2 収支報告書について

収支報告書について、金額の誤りがあった。  
今後は、適切な事務処理を行うよう指定管理者に指導すること。

科 目	金額（正）	金額（誤）
修繕費	100,100	100,000

内容

消耗品費から修繕費への科目修正

（消火器詰替分）

金額誤り（正）17,600円（誤）17,500円

科 目	金額（正）	金額（誤）
環境学習費 （自主事業費）	544,556	516,156

内容

環境教室講師費

（正）357,150円（誤）331,750円

環境学習その他

（正）57,846円（誤）54,846円

指定管理者に対し、収支報告書作成時、金額欄等の確認を徹底するよう口頭にて指導を実施。